

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

令和3年度分国民年金保険料の 免除申請について

今月の年金相談

7月8日(木)

10:30～12:00

13:00～15:00

完全予約制

次回は8月5日(木)です。

第1・第2会議室

○保険料の納付が難しい場合は、納付免除・猶予の申請を行いましょう

7月1日から、令和3年度分(令和3年7月1日～令和4年6月30日までの1年間分)の国民年金保険料免除・猶予申請の受け付けを開始しました。

未納期間は受給資格期間に算入されないの、「将来的に年金を受給できなくなる」「不慮の事故の際に障害年金や遺族年金を受給できなくなる」場合があります。

保険料を納めることが難しい場合は、未納のままにせず免除・猶予申請を行いましょう。

ただし、保険料の免除・猶予を受けるためには、所得要件がありますので、前年中の本人の所得や配偶者・世帯主の所得により、免除・猶予とならない場合もあります。詳しくは下記まで問い合わせください。

【申込先】住民生活課社会係・熊石総合支所住民サービス課・落部支所

【必要書類】①個人番号カード

②年金手帳、年金定期便など基礎年金番号のわかるもの

※①か②のいずれか一方が必要です

③来庁する方の本人確認書類(運転免許証など写真付き証明書なら1点、写真無しなら2点)

④雇用保険受給資格者証、離職票など(退職による申請の場合)

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○(一部反映)	○
一部納付	○	○(一部反映)	○
若年者納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課) ・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)		☎0138-82-8002 ※アナウンスに従いおかけください。
役場窓口	住民生活課社会係(窓口6番) 熊石総合支所住民サービス課		☎0137-62-2112(内線262) ☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。